林 純薬工業株式会社
HAYASHI PURE CHEMICAL IND.,LTD.

作成日　2009/04/14
改訂日　2013/10/23

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	トルエン
製品コード	C9-12
整理番号	C9-12-5
供給者の会社名称	林 純薬工業株式会社
住所	大阪府大阪市中央区内平野町3丁目2番12号
担当部門	環境・品質保証部
電話番号	06-6910-7305
FAX番号	06-6910-7300
緊急連絡電話番号	06-6910-7305

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
	自然発火性液体 区分外
健康有害性	急性毒性(経口) 区分外
	急性毒性(経皮) 区分外
	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2B
	皮膚感作性 区分外
	生殖細胞変異原性 区分外
	生殖毒性 区分1A
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系)
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(腎臓 中枢神経系)
	吸引性呼吸器有害性 区分1
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分2
	水生環境有害性(長期間) 区分3
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語	危険
危険有害性情報	H225 引火性の高い液体及び蒸気
	H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
	H315+H320 皮膚及び眼刺激
	H332 吸入すると有害
	H335 呼吸器への刺激のおそれ
	H336 眠気又はめまいのおそれ
	H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

H370 中枢神経系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓、中枢神経系の障害
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地すること。アースをとること。(P240)
防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)
静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243)
ガス、粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

救急措置

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352)
皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
気分が悪い時、皮膚刺激が生じた場合、眼の刺激が続く場合は医師の手当て、診断を受けること。(P314)
無理に吐かせないこと。(P331)

保管

換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)
施錠して保管すること。(P405)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 化学物質

化学名又は一般名 メチルベンゼン、トリオール、トルオール

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学特性	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
トルエン	99.5%以上	C_7H_8	3-2	公表	108-88-3

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 情報なし

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)	トルエン(法令指定番号:407)
毒物及び劇物取締法	劇物(指定令第2条)	トルエン
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)	トルエン(法令指定番号:300)(99.5%以上)

4. 応急措置

吸入した場合	空気の新鮮な場所に移し、安楽に待機させ、窮屈な衣服部分を緩めてやる。 医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	汚染した衣服、靴、靴下を脱がせ遠ざける。接触した身体部位を水と石鹸で洗うこと。 医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合	水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 医師の診断、手当てを受けること。
飲み込んだ場合	直ちに多量の水を飲ませる。 口をすすぐこと。 医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤	粉末消火薬剤、二酸化炭素、泡消火薬剤、乾燥砂
使ってはならない消火剤	棒状注水
特有の危険有害性	極めて燃え易い:熱、火花、火災で容易に発火する。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。
特有の消火方法	周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。 移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に消火する。 容器内に水を入れてはいけない。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置	直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外は近づけない。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な保護具を着用し、風下で作業を行わない。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。 本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	砂又は不活性吸着剤を撒いて、できるだけ掃きとり密閉できる空容器に回収し、安全な場所に移す。 回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策	吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。 長時間または反復の暴露を避ける。 漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分にする。 作業後は容器を密栓し、うがい手洗いを十分にする。 取り扱う場合は局所排気内、又は全体換気の設備のある場所で取り扱う。

安全取扱注意事項　周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
排気用の換気を行うこと。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
眼、皮膚、衣服との接触を避ける。
取扱い後はよく手を洗うこと。
環境への放出を避けること。

保管

安全な保管条件　施錠して保管すること。
酸化剤から離して保管する。
直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。

安全な容器包装材料　遮光した気密容器(ガラス、SUS、鋼)

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
トルエン	50ppm	50ppm, 188mg/m^3	50ppm(TWA)

設備対策　取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

呼吸器の保護具　有機ガス用防毒マスク、自給式呼吸器(火災時)

手の保護具　不浸透性保護手袋

眼の保護具　保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具　不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、保護長靴

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態　液体

形状　液体

色　無色透明

臭い　特異臭

臭いのしきい(閾)値　データなし

pH　データなし

融点・凝固点　-95℃

沸点、初留点及び沸騰範囲　110.6℃

引火点　5℃ (タグ密閉式)

蒸発速度　情報なし

燃焼又は爆発範囲　1.2vol%(空気中)～7.1vol%(空気中)

蒸気圧　2.9kPa(20℃)

蒸気密度　3.2(空気＝1)

比重(密度)　0.86～0.87g/cm^3(20℃)

溶解度　水;0.05%(25℃)。エタノール、ジエチルエーテル等に可溶。

n-オクタノール／水分配係数　2.69

動粘性率　データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の取扱い条件において安定。引火性の蒸気を発散し、蒸気は空気と混合し、空気より重い爆発性混合気を生成し、地表を這って移動することがあり、遠距離引火の可能性がある。流動、攪拌などにより、静電気を生じることがある。
危険有害反応可能性	硝酸アンモニウム、硝酸、硫酸、無水クロム酸、クロロホルム、四塩化炭素、塩酸等と激しく反応し、発火することがある。プラスチックを侵す。
避けるべき条件	日光、湿気、高温物。火花、裸火、静電気等の発火源。強酸化剤との接触。
混触危険物質	強酸化剤
危険有害な分解生成物	一酸化炭素

11. 有害性情報

急性毒性	経口 LD_{50} --- ラット---636mg/kg
急性毒性:経口	ラットLD_{50}値として、7件のデータ [5000 mg/kg(環境省リスク評価 第1巻(2002))、5580 mg/kg(EU-RAR (2003))、5900 mg/kg、6.4g/kg、7.53g/kg(以上3件 EHC 52 (1985))、7.0g/kg(JECFA 518 (1981))、7300mg/kg(ATSDR (2000))]は全て区分外に該当する。なお、若齢動物のデータは分類に採用しなかった。
急性毒性:経皮	ラットのLD_{50}値は12000 mg/kg(ACGIH (2007))、ウサギのLD50値は14100 mg/kg(ACGIH (2007))または12400 mg/kg(EU-RAR (2003))と報告され、いずれも区分外に該当する。
急性毒性:吸入(気体)	GHSの定義による液体であるため、ガスでの吸入は想定されず、分類対象外とした。
急性毒性:吸入(蒸気)	ラットの4時間ばく露によるLC_{50}値として、6件のデータ[7460 ppm、3319-7646 ppm、8762 ppm(以上3件 EU-RAR (2003))、4000 ppm、8000 ppm、8800 ppm(以上3件 PATTY (5th, 2001)]はいずれも区分4に該当する。なお、LC50値が飽和蒸気圧濃度(37368 ppm)の90%より低いため、ミストがほとんど混在しない蒸気であることから気体の基準値を適用した。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ7匹に試験物質0.5 mLを4時間の半閉塞適用した試験(Annex V, method B2)において、適用後72時間までに全動物が軽微～重度の紅斑、軽度の浮腫を示し、7日目には全動物に明瞭～重度の紅斑、5匹に軽微～軽度の浮腫が観察され、中等度の刺激性(moderately irritating)と評価された結果(EU-RAR (2003))に基づき、区分2とした。なお、ウサギ6匹を用いた別の皮膚刺激性試験(OECD TG 404)では、データの詳細が不明であるが軽度の刺激性(slightly irritating)との報告(EU-RAR (2003))、また、モルモットに本物質原液0.5 mLを24時間の閉塞適用した試験では、痂皮形成がみられ、5日後に皮膚の厚い鱗屑層と皮膚表面に軽度の裂け目が観察されたとの報告(EU-RAR (2003))もある。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	ウサギ6匹に試験物質0.1 mLを適用した試験(OECD TG 405、GLP)において、適用1時間後に結膜の発赤、浮腫、排出物が全動物で観察され、24、48時間後も症状は持続したが、その後減弱し72時間後には発赤のみ、7日目には全て消失し、軽度の刺激性(slight eye irritation)と結論されている(EU-RAR (2003))ことから、区分2Bとした。なお、ウサギを用いた別の眼刺激性試験(OECD TG 405)では、刺激性の総合評点MMAS(AOIに相当)は9(最大値110に対し)(ECETOC TR 48(2) (1998))との報告もあり、このスコアは区分外に相当する。また、ヒトへの影響として、誤って本物質を眼にかけられた労働者が、結膜の刺激性や角膜の損傷などの眼上皮に一過性の障害を示したが、48時間以内に完全に回復した(EHC 52 (1985))との報告がある。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性:データなし 皮膚感作性:モルモットのマキシマイゼーション試験(EU guideline B6、GLP)において、50%溶液による惹起処置に対し、20匹中1匹に反応が認められたのみで陽性率は5%(1/20)の結果から、この試験で本物質は皮膚感作性物質ではないと結論付けられた(EU-RAR (2003))こと、さらに、ヒトにおいて、トルエンは皮膚感作性物質ではない(PATTY (5th, 2001))との記載もあることから、区分外とした。

生殖細胞変異原性

マウスに経口または吸入投与した優性致死試験（生殖細胞in vivo変異原性試験）において2件の陰性結果（NITE初期リスク評価書 .87 (2006)）、マウスまたはラットに経口、吸入または腹腔内投与した骨髄細胞を用いた染色体異常試験（体細胞in vivo変異原性試験）において5件の陰性結果（NITE初期リスク評価書 .87 (2006)、EHC 52 (1985)、EU-RAR (2003)）、マウスに経口または腹腔内投与した骨髄細胞を用いた小核試験（体細胞in vivo変異原性試験）において2件の陰性結果（NITE初期リスク評価書 87 (2006)、NTP DB (Access on Apr. 2012)）、がそれぞれ報告されている。以上より区分外とした。なお、ラットに皮下投与した骨髄細胞を用いた染色体異常試験で陽性結果の報告があるが、、トルエンの純度、および異常の判断基準が明確でないため評価困難である（NITE初期リスク評価書 87 (2006)）と記載されていることから、採用しなかった。さらにin vivo試験では、遺伝毒性試験としてマウスまたはラットに腹腔内または吸入投与した姉妹染色分体交換試験で陰性（NITE初期リスク評価書 87 (2006)）または陽性（EHC 52 (1985)）の結果、一方、in vitro試験ではエームス試験で陰性（NITE初期リスク評価書 .87 (2006)、NTP DB (1979)）、マウスリンフォーマ試験で陽性（NITE初期リスク評価書 87 (2006)）、染色体異常試験および小核試験では陰性または陽性の結果（NITE初期リスク評価書 87 (2006)、NTP DB (Access on Apr. 2012)）が報告されている。

発がん性

IARCの発がん性評価でグループ3（IARC 71(1999)）、ACGIHでA4（ACGIH (2007)）、U.S.EPAでグループD（IRIS (2007)）に分類されていることから、「分類できない」とした。なお、ラットおよびマウスに103週間吸入ばく露（6.5 hours/day、ラット 0, 600, or 1200 ppm、マウス0, 120, 600, or 1200 ppm）した発がん性試験では、両動物種とも雌雄で発がん性の証拠は認められなかった（NTP TR 371 (1990)）と報告されている。

生殖毒性

ヒトにおいて、トルエンを高濃度または長期吸引した妊婦に早産、児に小頭、耳介低位、小鼻、小顎、眼瞼裂など胎児性アルコール症候群類似の顔貌、成長阻害や多動など（NITE初期リスク評価書 87 (2006)、IARC 71 (1999)）報告され、また、1982～1982年にカナダで300例の奇形について行われた疫学調査の結果、芳香族溶媒、特にトルエンの職業ばく露歴を持つ女性の間では先天奇形増加のリスクが高かった（ACGIH (2007)）ことが報告されている。さらに、溶媒のばく露を一定期間モニターされていた女性のコホートで自然流産の調査（ケース・コントロール研究）が行われ、少なくとも週3回トルエンにばく露された女性の間で自然流産のオッズ比が増加し、トルエンばく露の危険性が示された（IARC 71 (1999)）。以上のヒトでのばく露知見に基づき、区分1Aとした。また、「トルエンは容易に胎盤を通過し、また母乳に分泌される」（SIDS(J) (Access on Apr. 2012)）との記載により、「追加区分：授乳に対する又は授乳を介した影響」とした。なお、動物試験では、ラットに交配前から妊娠期間にかけての期間、または妊娠期間中の吸入ばく露により胎仔死亡の胚・胎仔死亡の増加、自然分娩した場合には生存出生仔数の有意な減少が認められている（EU-RAR (2003)、NITE初期リスク評価書 87 (2006)）が、催奇形性は報告されていない。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

ヒトで750 mg/m^{3}を8時間の吸入ばく露で筋脱力、錯乱、協調障害、散瞳、3000 ppmでは重度の疲労、著しい嘔気、精神錯乱など、さらに重度の事故によるばく露では昏睡に至っている（IARC 47 (1989)）。また、本物質を含むシンナーを誤って経口摂取し死亡した15件の事例報告があり、大量のトルエンを摂取し30分後に死亡した51歳男性の場合、死因はおそらく重度の中枢神経系抑制であった（IRIS tox. Review (2005)）と報告されている。本物質を含む塗料シンナーを約1クォート摂取した46歳男性の事例では、重度の腹痛、下痢、胃出血と共に重度の中枢神経系の抑制を示したが、36時間の維持療法後に回復を示した（IRIS tox. Review (2005)）。以上の外にも本物質の中枢神経系に対する影響は多数報告され、区分1（中枢神経系）とした。一方、ヒトで本物質は高濃度の急性ばく露で容易に麻酔作用を起こし、本物質蒸気により意識を喪失した労働者の事例が多いことは周知である（EHC 52 (1985)）ことに加え、動物試験ではマウスまたはラットに吸入ばく露後に麻酔作用が報告されている（IARC 47 (1989)）ことから、区分3（麻酔作用）とした。さらに、低濃度（200 ppm）のばく露されたボランティアが一過性の軽度の上気道刺激を示した（PATTY (5th, 2001)）との報告により、区分3（気道刺激性）とした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

トルエンに平均29年間曝露されていた印刷労働者30名と対照者72名の疫学調査研究で、疲労、記憶力障害、集中困難、情緒不安定、その他に神経衰弱性症状が対照群に比して印刷労働者に有意に多く、神経心理学的テストでも印刷労働者の方が有意に成績が劣った。また、トルエン嗜癖者に運動失調、共同運動障害、手足の振せん、大脳のびまん性萎縮が認められ、MRI検査では大脳、小脳、脳幹部のびまん性萎縮、中枢神経系全般の灰白質と白質の差異の不鮮明化等が認められた（産業医学 36巻 (1994)）。特に高濃度曝露で中枢神経系の機能障害と同時に脳の萎縮、脳の白質の変化などの形態学的変化も生じることが報告されている（産業医学 36巻 (1994)）。その他にも本物質ばく露による中枢神経系障害の発生は数多くの報告があり、区分1（中枢神経系）とした。一方、嗜癖でトルエンを含有した溶剤を吸入していた19歳男性で、悪心嘔吐が続き入院し、腎生検で間質性腎炎が認められ腎障害を示した症例（産業医学 36巻 (1994)）、トルエンの入った溶剤を飲んでいた26歳の男性で、急性腎不全を来たし、トルエンの腎毒性とみなされた症例（産業医学 36巻 (1994)）、さらに、嗜癖でトルエンを吸入し四肢麻痺で入院した17歳女性が尿細管性アシドーシスと診断され、四肢麻痺はトルエン中毒による腎尿細管障害の結果生じたものとされた症例（産業医学 36巻 (1994)）など、多くの事例報告がある。以上より、区分1（腎臓）とした。なお、動物試験では、ラット、マウスに経口または吸入による反復投与試験において、ガイダンス値範囲内に相当する用量で悪影響の所見は報告されていない（NITE初期リスク評価書 87 (2006)、EU-RAR (2003)、EHC 52(1985)）。また、ヒトで、トルエンのばく露で肝障害の指標である肝酵素の上昇がみられたとする報告は1件あるが、逆にみられなかったとする報告もあり（EU-RAR (2003)）、動物では、ラットおよびマウスによる経口および吸入による反復試験で、共にガイダンス値範囲内で肝臓への悪影響は報告されていないことから肝臓は分類の根拠にしなかった。

吸引性呼吸器有害性

炭化水素であり、動粘性率は0.86 mm^2/s（40℃）（計算値：粘度0.727mPa・s (Renzo(1986))、密度0.8483g/mL（CRC (91st, 2010)）として計算）である。よって区分1とした。また、ヒトで、吸引性の液体トルエンが肺組織と直接接触すると、重度の刺激、即ち「化学肺炎」を引き起こすとの記載（DFGMAK-Doc.7 (1996)）もある。

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）

甲殻類（Ceriodaphnia dubia）の48時間EC_{50} = 3.78 mg/L (NITE初期リスク評価書, 2006) であることから、区分2とした。

水生環境有害性（長期間）

慢性毒性データを用いた場合、急速分解性があり(良分解性（2週間でのBODによる分解度：123%）(既存点検, 1980))、甲殻類（Ceriodaphnia dubia）の7日間NOEC = 0.74 mg/L (NITE初期リスク評価書, 2006)であることから、区分3となる。
慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、急速分解性があり(良分解性（2週間でのBODによる分解度：123%）(既存点検, 1980))、生物蓄積性が低いと推定される（log Kow= 2.73 (PHYSPROP Database、2008)）ことから、区分外となる。
以上の結果を比較し、区分3とした。

生態毒性

情報なし

残留性・分解性

（分解性）分解性が良好と判断される物質　分解度；123％（BOD）

オゾン層への有害性

データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

1294

Proper Shipping Name	TOLUENE
Class	3
Packing Group	Ⅱ
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex Ⅱ, and the IBC code	applicable
航空規制情報	ICAO／IATAの規定に従う。
UN No.	1294
Proper Shipping Name	TOLUENE
Class	3
Packing Group	Ⅱ
国内規制	
陸上規制	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1294
品名	トルエン
国連分類	3
容器等級	Ⅱ
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1294
品名	トルエン
国連分類	3
等級	Ⅱ
特別の安全対策	運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。
緊急時応急措置指針番号	130

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）
労働安全衛生法	第2種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号）
	作業環境評価基準（法第65条の2第1項）
	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法57条1、施行令第18条）
	危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）
	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）
毒物及び劇物取締法	劇物（指定令第2条）
	幻覚又は麻酔の作用を有する物（法第3条の3、施行令第32条の2）
水質汚濁防止法	指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬向精神薬原料（法別表第4（9）、指定令第4条）
消防法	第4類 第一石油類（非水溶性）
悪臭防止法	特定悪臭物質（施行令第1条）
大気汚染防止法	有害大気汚染物質、優先取組物質（中央環境審議会第9次答申）
	揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）
海洋汚染防止法	危険物（施行令別表第1の4）
	有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）

外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項(2) 輸出貿易管理令別表第2(輸出の承認)
船舶安全法	引火性液体類(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	危険物・引火性液体類(法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第7号・別表第2)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
参考データ(日本産業衛生学会、許容濃度)	許容濃度勧告物質
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

参考文献	国際化学物質安全性カード(ICSC) 16313の化学商品(化学工業日報社) 独立行政法人　製品評価技術基盤機構 The Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH
その他	当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。 現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。 当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。 当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させてください。 国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。 このSDSは林 純薬工業株式会社の著作物です。 当該物質の日本語によるSDSと他国言語にて翻訳されたSDSが存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。